



65歳以上で
運転免許証を持っていない人向け
※要介護2～5の人は対象外

高齢者の皆さんが運転免許証を自主返納されても自立した日常生活を送っていただけるように

シニアカー・電動アシスト自転車

の購入費用の一部を補助します！

シニアカー

対 象 日本産業規格(JIS)T9208に
当てはまる新品のもの

補助金 本体価格(税抜)の3分の1以内で
上限10万円 ※1,000円未満切り捨て

電動アシスト自転車

対 象 新品で購入し
防犯登録をしたもの

補助金 本体価格(税抜)の3分の1以内で
上限5万円 ※1,000円未満切り捨て

－ ご注意！ －

- ①購入する前に申請が必要です(裏面で流れを確認ください)。
- ②運転免許証を保有していない証明が必要です。
- ③必ず損害賠償保険(TSマーク等)に加入してください。
- ④購入して3年間は、譲渡・交換・売却・廃棄などは
できません(特別な事情がある場合を除く)。



湯前町保健福祉課
介護保険係

☎0966-43-4112



シニアカー・電動アシスト自転車購入費補助金 申請から交付までの流れ

まずは、お気軽に
ご相談ください！

保健福祉課

☎0966-43-4112

① 運転免許証の自主返納

交通安全協会などで運転免許証を自主返納

※運転免許の取消通知書を受け取る

※すでに自主返納している人や元々運転免許証を持っていない人は、②へ

② シニアカー等の見積等

販売業者に見積もりを依頼

※購入する予定のメーカー、車名、型番等が確認できる資料の写しが必要です。

※シニアカーは、日本産業規格(JIS)T9208に当てはまると確認できる資料の写しが必要です。

③ 補助金申請

必要書類を保健福祉課へ提出

1, 申請書 2, 見積書の写し 3, 購入するシニアカー等の説明資料(カタログの写し等)

4, 運転免許証を持っていないことを証明するもの(取消通知書の写し、運転経歴証明書の写し等)

④ 補助金交付決定

保健福祉課から交付決定(却下)通知を送付

※町が申請書類を審査し、申請者へ結果通知を郵送にて送付します。

⑤ シニアカー等の購入

販売業者からシニアカー等を購入

※提出した見積書のとおり販売業者からシニアカー等を購入してください。

⑥ 補助金実績報告 ・ 交付請求

必要書類を保健福祉課へ提出 ※購入後速やかに、年度内に提出を！

1, 実績報告書 2, 交付請求書 3, 領収証の写し 4, 納品証明書の写し又は保証書の写し

5, 損害賠償保険等への加入が分かるもの 6, 防犯登録証の写し(電動アシスト自転車のみ)

⑦ 補助金交付

町から指定口座に補助金を振り込み

※請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。

